自治会総合情報誌

NASCA

Vol. 45　　2014 年度後期自治委員会総会報告号

以下の内容を掲載しています。

学生自治会の今後の活動方針

要望書について

授業料減免制度

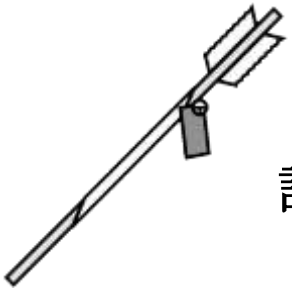

詳しくは次のページへ！

もくじ

・要望書について　P. 2-4

・学生自治会の今後の活動方針

要望書に関する活動　P. 5

大学運営に関する活動　P. 6

情報収集・情報宣伝に関する活動　P. 7

立て看板管理局　P. 8

学生団体連絡会議・大型 PA 再購入実行委員会　P. 9-10

りんくうキャンパス・ステージ管理委員会　P. 11

・授業料減免制度　P. 12

・中間会計報告　P. 13-14

・感想文回答　P. 15-18

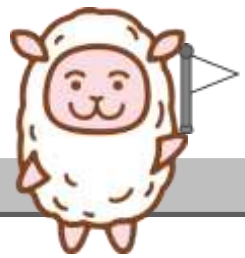

要望書について

今年度の9月26日から11月14日にかけて行った要望アンケートや、意見箱に寄せられた意見をもとに学生自治会は要望書案を作成しました。この要望書案はこの度、2014年度後期自治委員会総会にて承認され、要望書となりました。学生自治会はこの要望書を大学に提出して学生の要望の実現をはたらきかけていきます。

ここでは、要望書に記載されている内容について簡単に紹介します。また、要望書と要望書資料は、本誌の裏表紙に記載の学生自治会ウェブサイトで近日中に公開します。

◎大学に要望する内容

要望アンケートへのご協力、ありがとうございました。

○学費に関する要望

学費を増額しないこと

授業料減免制度の成績基準を撤廃すること

○講義・履修に関する要望

CAP 制の上限開放条件を引き下げること

第二外国語を継続して履修できる環境を整えること

○りんくうキャンパスに関する要望

キャンパス外での実習にかかる交通費の補助を行うこと

§要望内容の紹介§

○学費に関する要望

・学費を増額しないこと

授業料に関して、大阪府立大学では国立大学並みの水準が保たれています。キャンパスの整備などのために教育設備負担金を導入した場合、これは実質的な学費増額に当たります。学費増額による学生の経済的な負担増加を防ぐため、学費を増額しないことを大学に求めます。

・授業料減免制度の成績基準を撤廃すること

現在、授業料減免制度を受けられる基準は、成績と所得の 2 つからなっています。経済的に困窮した学生は、学費や生活費のやりくりのためにアルバイトをすることが必要とされる場合があります。しかし、上記の基準の場合、経済的に困窮していても授業料の減免を受けられず、アルバイトなどのために授業外学修時間を十分に確保できない学生が出てくる可能性があります。授業外学修時間を十分に確保するために、授業料減免制度の成績基準を撤廃することを大学に求めます。

○講義・履修に関する要望

・CAP制の上限開放条件を引き下げること

「学期によっては専門、理系基礎のみで 24 単位埋まるのが珍しくない。」、「複数の資格をとるためには、CAPの上限を外し続けなければならない」といった意見が学生から数多く寄せられました。意欲のある学生が自由に学べるためにもCAP制の上限開放条件を引き下げることを大学に求めます。

・第二外国語を継続して履修できる環境を整えること

大阪府立大学では「世界の多様性の理解」という目的のため、第二外国語を学べる初修外国語が設置されています。しかし、一年次に履修した第二外国語が二年次以降では所属によっては必修科目と開講時間が被り、継続して履修できないことがあります。継続的な言語学習が妨げられることのないように、履修環境の整備を大学に求めます。

○りんくうキャンパスに関する要望

・キャンパス外での実習にかかる交通費の補助を行うこと

りんくうキャンパスに在籍する学生が他のキャンパスでの講義のために、移動時必要とされる交通費は大学から補助されます。獣医学類ではキャンパス外での実習がありますが、この実習のための交通費は大学による補助はなく、学生の自己負担になっています。必修科目を履修する上で生じる交通費は学生個人の負担となるべきではないと学生自治会は考えます。よって、交通費の補助を大学に求めます。

【要望書に関する活動】

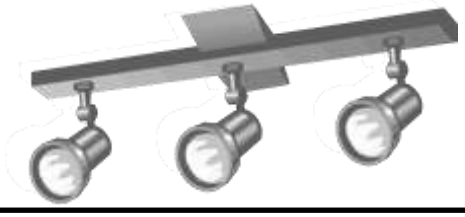

要望書に関する活動方針は

以下の3点です。

1.要望書説明会を行います

学生自治会は、大学執行部に対し学生の実情を直接説明し、要望の実現を働きかけるための要望書説明会を行います。また要望書説明会において、要望アンケートで皆さんから寄せられた要望・意見のうち、要望書に記載していないものについても今後の大学運営の参考にしてもらえるよう、意見集として大学執行部に提出します。

2.要望書公開回答の実施の協力を大学に要請します

公開形式での回答では、大学執行部から直接回答が得られ、また学生が大学執行部に対して直接質問・意見することも出来ます。そのため、公開回答は学生と大学がお互いの実情を知り、理解を深めることのできる貴重な機会であると学生自治会は考えます。そこで、学生自治会は要望書に関する大学からの回答を公開形式で行えるよう大学に協力を要請します。また公開回答の開催が決まった際は、学生に対して情報宣伝を行います。

3.生活協同組合に関する要望・意見を生活協同組合へ提出します

要望アンケートに寄せられた要望・意見のうち、生活協同組合(以下、生協)に関するものは、今後の生協の運営の参考にしてもらえるよう、まとめて生協に提出します。

k

大学運営に関する活動

学生自治会は、大学運営や大学改革が進められる際に学生の実情が考慮されなければ、学生に不都合が生じる可能性があると考えます。そこで学生自治会は、大学運営や大学改革について情報収集とみなさんへの情報発信を行い、必要に応じて学生の実情を大学に伝えるなどの活動を行っていきます。

❑ 府市大統合に関する活動を行います

昨年の4月に府市大統合の延期が発表されましたが、府市大統合に関する議論は現在も続いています。実際に統合が行われた場合にキャンパスの場所はどうなるのか、カリキュラムはどう組まれるのかなど、府市大統合が学生に与える影響は大きいと考えられます。

そこで学生自治会は、府市大統合について情報収集を続け、みなさんに情報発信を行うとともに、必要に応じて関係各所と話し合いを行うなどの活動を行います。

❑ 大学運営に関する活動を適宜行います

大阪府立大学が進めている学域・学類制や第2期中期計画をはじめとした運営計画などは、学生が学生生活を送る上での重要な事項です。それらについて、学生自治会は情報収集や情報発信などの活動を適宜行います。

学域・学類制に関連して、現在物質化学系学類では特定の科目の受講機会に差異が生じています(※)。これに対して学生自治会は該当学生にアンケートを行い、昨年12月25日に前川機構長へアンケートの結果を提出し、改善を求めました。この件の検討結果を前川機構長から得られた際は、みなさんに情報発信を行います。

また、運営計画については教育設備負担金の導入や教員の削減、新たな減免制度や奨学金制度の検討など、学生に対して影響の大きい項目が多く含まれています。学生自治会はこれらの動向を注視し、適宜活動を行います。

※『健康・スポーツ科学演習Ⅰ』と『健康・スポーツ科学概論』は、物質化学系学類においては学籍番号によって前期開講クラスと後期開講クラスに分けられています。しかし、物質化学系学類の一年次前期では、後期と違い必修科目と初修外国語を履修するとCAP上限に達するため上記科目が受講できなくなります。そのため、前期開講クラスと後期開講クラスにおいて受講する機会に差異が生じています。

情報収集・情報宣伝に関する活動

情報収集

学生自治会では、引き続き意見箱やウェブ掲示板などを用いることで学生の要望や意見、大学に関する情報の収集を行います。これらの方法以外にも、学生センターとの話し合いや大阪府大学教職員組合との話し合いを行うことで情報の収集をしていきます。また、寄せられた要望や意見のうち、学生自治会に関するものは今後の学生自治会の活動の参考にし、その他は必要に応じて大学をはじめとした関係各所に伝えます。

情報宣伝

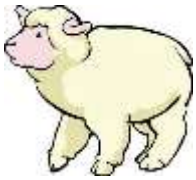

学生自治会では、引き続き自治会総合情報誌『NASCA』やウェブサイト、『Twitter』などを用いて、大学や学生自治会に関する情報の発信を行います。また、情報収集活動において、学生にとって有益な情報などが得られた場合にも、その情報の発信を行います。

意見箱に寄せられた要望や意見に対する学生自治会からの回答は、意見箱の周辺に掲示するとともに、自治会総合情報誌『NASCA』やウェブサイトにもあわせて掲載します。

立て看板管理局

立て看板・ステージバックの管理・運用を引き続き行います

立て看板管理局は、立て看板やステージバックが安全に管理・運用されるように、強風時や雨天時には立て看板を倒す、定期的な点検を行うなどして、引き続き管理・運用を行います。また、立て看板を利用する団体には、立て看板とステージバックの利用に関するマニュアルの配付や講習会を行うことで立て看板の正しい利用方法を知ってもらい、立て看板の利用に問題がある団体には適宜指導を行います。

新歓時期には、立て看板の取り扱いについて調整・管理体制の強化を行います

例年3月から5月頃にかけての新歓時期には、普段よりも多くの団体が立て看板を利用するため、立て看板の設置場所について利用団体間で混乱が生じることが予想されます。そこで立て看板管理局は、新歓時期の立て看板の設置場所を円滑に割り振るために、場所割会議を行います。

また、立て看板による事故を未然に防ぐため、利用団体に対して立て看板とステージバックの取り扱い方に関する講習、およびマニュアルの配付を行います。

第 54 回友好祭本祭典中には、管理体制を強化します

第54回友好祭本祭典においては、企画や催し物の宣伝手段として数多くの立て看板が利用されること、立て看板やステージバックの危険性を知らない一般の方が多く訪れることが予測されます。そのため学生自治会は、本祭典期間中は通常時より立て看板による事故が起きる可能性が高いと考えます。そこで立て看板管理局は、本祭典期間中には、立て看板の見回りを強化して行う、立て看板の周囲は立ち入り禁止にするなどして、事故防止のための安全対策を講じます。また、その他の安全対策も検討します。

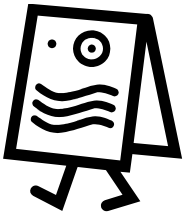

学生団体連絡会議

1. 学生団体連絡会議を開き、情報交換・調整を引き続き行います

学生自治会は、引き続き月に一度学生団体連絡会議（以下、学団連）を開き学生団体間で調整や情報交換、報告を行います。また、単独の団体では解決が困難な問題が生じた場合は各団体で協力して解決に取り組みます。

2. 第 33 回全学新歓実行委員会に協力します

第33回全学新歓実行委員会が11月の学団連にて発足しました。学生自治会は、全学新歓実行委員会の活動によって新入生が大学に対して抱く不安の軽減や疑問の解消に繋がり､新入生がより充実した学生生活を送ることの手助けになると考えました。そこで学生自治会は、活動場所として学生自治会室を提供する、実行委員として学生自治会役員が参加するなどの協力を引き続き行います。

3. クラスオリエンテーション調整会議を設置します

学団連において、来年度のクラスオリエンテーション(以下、クラオリ)を円滑に行うためにクラオリ調整会議を設置します。クラオリ調整会議では、来年度のクラオリの目的や実施するにあたって必要な事項の検討・調整・連絡を行います。また、クラオリが新入生の負担にならないように対策を検討します。

4. 入学式・クラブ紹介調整会議を設置します

学生自治会は、入学式のクラブ紹介において円滑にクラブ紹介を行えるように学団連にて入学式・クラブ紹介調整会議を設置します。入学式・クラブ紹介調整会議では来年度のクラブ紹介の目的やクラブ紹介を実施するにあたって必要な事項の検討・調整・連絡を行います。

5. 新歓時期に新入生への勧誘活動の規制を行います

例年3月から5月頃にかけての新歓時期には、多くのクラブ・サークルなどの団体が勧誘活動を活発に行います。しかし、中には行き過ぎた勧誘活動を行う団体がでてくることもあります。過度の勧誘活動は新入生にとって大きな負担となるうえ新入生の入学手続きの妨げとなるおそれがあります。そこで学生自治会は、学団連を通じてそのような勧誘への対策を講じるとともに団体間の連携を強化し問題が生じることのないように話し合いを行います。

6. 学生センターとの話し合いを引き続き行います

学生自治会は、学団連の構成団体として大学の情報や実状を把握するためまた大学との意見交換により大学と学生が相互理解を深めるために月に一度学生センターとの話し合いを引き続き行います。

大型 PA 再購入実行委員会

1. 定例会を開き、話し合いを引き続き行います

大型PA再購入実行委員会は、大型PAの現状確認や構成団体間の情報共有のため月に一度定例会を開き第4期再購入が円滑に行われるよう調整を行います。また、第4期再購入までに大型PAが故障した際には大型PA再購入実行委員会積立金から修理費用を支出する、または後援会に援助を求めるなど柔軟かつ早急に対応します。

りんくうキャンパス

りんくうキャンパスにおける情報収集・情報宣伝活動を行います

学生自治会は、引き続き意見箱やウェブサイトなどの情報収集手段を活用し、りんくうキャンパスの実状の把握に努めます。情報収集の結果をもとに、りんくうキャンパスの学生にとって必要な活動を適宜行います。また、自治会総合情報誌『NASCA』の配付に加え、りんくうキャンパスにある掲示板を用いて、情報宣伝を行います。

ステージ管理委員会

ステージの適切な運用のため、話し合いや日常の管理業務を引き続き行います

ステージ管理委員会は、引き続きステージの安全な管理・運用のため、月に一度定例会を開き、ステージの現状確認や、管理・運用、再購入に関する話し合いを行います。

また、ステージを安全に運用していくために、ステージ管理局が中心となり、見回りを行いステージの状態を確認し、利用団体に対して注意喚起を行うなどして、日常的に適切な管理・運用を行います。

新歓時期のステージ利用の調整を行います

例年 3 月から 5 月頃にかけての新歓時期には、新入生勧誘のため普段より多くのクラブ・サークルなどの団体がステージを利用します。その際、ステージの利用を普段のように先着順の予約制にしてしまうと、利用を希望する団体間に利用頻度の格差が生じることが予想されます。そこでステージ管理局は、新歓時期のステージ利用が円滑に行われるように調整会議を行います。

授業料減免制度をご存知ですか？

大阪府立大学には、学業成績が優秀で、やむを得ない事情により授業料の納付が困難な人のために授業料を減額または免除する制度があります。

申請方法

A3棟2階の学生センター学生課学務グループ(りんくうキャンパスでは事務所学生・教務担当)で申請手続きができます。その後、成績基準による審査を通った場合に、減免申請を行い、所得審査を受けることができます。

申請期間

申請受付は各期ごとに行われます。前期の申請は、在学生は1月中旬から、新入生は4月初旬から受付予定です。後期の申請は7月下旬から受付予定です。

対象者・審査の基準

審査の成績基準は以下のようになっています。

	前期	後期
新入生	入試成績が学類で上位1/2以上	前期の成績が学類で上位1/2以上
学域生 学部生	前年度までの累計成績が学類・学科(専攻)で上位1/2以上	当年度前期までの累計成績が学類･学科(専攻)で上位1/2以上
学院生	研究活動を含めた総合評価(研究業績資料の提出)	

審査の所得基準は以下のようになっています。

	所得認定額が最低生活費以下	最低生活費の1.3倍以下
成績上位1/3以上	全額免除	半額免除
上位1/3未満1/2以上	半額免除	適用外
上位1/2未満	適用外	

(大阪府立大学のウェブページより作成)

詳細は、大阪府立大学のウェブページ(下記 URL)をご覧ください。

URL：http://www.osakafu-u.ac.jp/campus_life/fees/exemption.html

中間会計報告

先日の2014年度後期自治委員会総会にて、学生自治会の2014年度会計の内、6月1日から11月26日までの収入および支出について、中間会計報告を行いました。こちらでは、総会で行われた中間会計報告の内容を簡単に説明します。

収入の部

収入は自治会費、利息収入、次期コピー機・印刷機購入費、印刷収入、繰越金(くりこしきん)の5項目からなります。

◇ 自治会費

学生自治会に加盟した方からお預かりした加盟費です。

◇ 印刷収入

学生自治会室にあるコピー機とリソグラフ機の使用料です。

◇ 次期コピー機･印刷機購入費

自治会内部で積み立てていた、2013年度までの次期コピー機・印刷機購入費積立金から、購入にかかる費用が計上されます。

支出の部

自治会費

今年度、途中退学する方がいたため、大阪府立大学中百舌鳥・りんくうキャンパス学生自治会規約に従い、自治会費を返還しました。

執行費

行事主催費の1項目からなりますが、支出はありませんでした。

援助金

11月26日までに友好祭実行委員会援助金が執行されました。

書記局費

事務経費、次期コピー機・印刷機購入費、OA機器諸経費、印刷用紙、コピー・印刷機等維持費、通信費、交通費の7項目からなります。

◆ 次期コピー機･印刷機購入費

学生自治会室にあるコピー機、印刷機の購入にかかる費用です。今年度はコピー機の買い替えを予定しています。

◆ OA機器諸経費

学生自治会室にあるプリンターのトナーやパソコンのセキュリティソフトにかかる費用です。

◆ コピー･印刷機等維持費

コピー・印刷機等維持費は、学生自治会室にあるコピー機のトナー、リソグラフ機のマスターとインクなどにかかる費用です。

部局活動費

立て看板管理局費の1項目からなります。

◆ 立て看板管理局費

立て看板管理局が行う活動や立て看板の修理などにかかる費用です。

積立金

大型PA再購入実行委員会積立金、ステージ管理委員会積立金、次期コピー機・印刷機購入費積立金、OA機器購入費積立金の4項目からなります。

◆ 大型PA再購入実行委員会積立金

大型PA再購入実行委員会における学生自治会の負担分です。

◆ ステージ管理委員会積立金

ステージ管理委員会における学生自治会の負担分です。

◆ 次期コピー機･印刷機購入費積立金

コピー機や印刷機を買い替えるための積立金です。

◆ OA機器購入費積立金

プリンターやパソコンなどのOA機器を購入するための積立金です。

感想文回答

ここでは、2014年度後期自治委員会総会に参加者に配付した感想文用紙へ寄せられた質問・意見に対する学生自治会からの回答を掲載しています。

―決議案または決議案提議に対する質問への学生自治会からの回答―

Q.
要望・提案したことについての学校からの返答が文書としてあるのであれば、公開してほしいです。どのように伝え、どのように返ってきたかは知りたいです。
A.
「どのように伝え、どのように返ってきたか」というご質問について、昨年度は要望書説明会を行い、要望書を提出する際に大学執行部に対して学生の実情を直接説明しました。大学からの回答については、『NASCA』に掲載し、学生自治会ウェブサイトからも閲覧できるようにしました。また、大学執行部に対し回答についての質問・意見を出来る要望書公開回答も開催しました。
本年度の要望書についても上記の様に要望書説明会を行い、要望書公開回答を開催する予定となっています。

Q.
「Twitter」での情報発信にどれほどの意味があるのか。フォロワーが少なくては何の意味もない。事実、私は自治会のアカウントの存在を知りません。フォロワーを増やす活動はしないのか。
A.
学生自治会では、『NASCA』やウェブサイトでも情報宣伝を行っておりますが、『Twitter』には即時性がある、拡散機能があるなどの利点があり、速く広く情報を伝えることに関して特に有効な情報宣伝手段であると考えます。
学生自治会のアカウントは『NASCA』の裏表紙や学生自治会ウェブサイトに記載していますが、ご意見を踏まえ、より多くの方に学生自治会のアカウントを知って頂けるようさらに周知を行っていきます。

Q.
りんくうキャンパスにおける活動がやや希薄であったように感じました。特に要望もないのであれば、それでよいのですが、その辺りについても記述があればよかったと思います。
A.
学生自治会では、中百舌鳥キャンパス同様、りんくうキャンパスにおいても意見箱などを用いた情報収集や、『NASCA』の配付などによる情報宣伝を行っています。また、意見箱に投函された要望・意見などについては、適宜大学や生協に伝えています。今後もりんくうキャンパスにおいて、新たな要望や改善すべき点などがあれば、適宜活動を行っていきます。

―要望書案または要望書案提議に対する質問への学生自治会からの回答―

Q.

・教育福祉学類も何度も実習があるので、交通費の支給がなぜりんくうキャンパスにのみ限定されているのか、気になった。回答をもらいましたが、聞きたかったことについての答えにはなっていなかったように思う。

・要望書案、Ⅲりんくうキャンパスに関する要望⑸キャンパス外での実習にかかる交通費の補助を行うことについての質問、「学外への実習についての交通費の補助について、りんくうキャンパスに限る理由」についての回答で、「獣医からの要望が多数あったため」とあったが、りんくうキャンパスに限らず、なかもず、はびきのキャンパスについての補助も行ってもよいのではないか、という質問者の意見に聞こえた。この意見についても考えてもらいたい。

A.

今回の要望アンケートにおいて、獣医学類の学生からの回答のうち半数近くから学外実習の交通費に関する要望が寄せられ、切実な要望であると判断したため要望書案において獣医学類を対象としました。しかし意見が多いため要望書案に記載した、少数の意見は排斥したというわけではありません。要望アンケートに寄せられた要望・意見の数に関わらず、切実であると判断した要望は要望書案に記載しました。

また、「なかもず、はびきのキャンパスについての補助も行ってもいいのではないか」という意見について、今回の要望アンケートでは、獣医学類以外の学生から学外実習の交通費に関する要望・意見は寄せられませんでした。学生自治会は学生のよりよい学生生活のために活動をしていますが、活動の原点は「学生の声」です。大学側に要望の実現を働きかけるうえで、特に重要なことは、学生が実際にその要望の実現を必要としていることであると学生自治会は考えます。したがって、今回の要望では獣医学類(りんくうキャンパス)を対象としました。

Q.

基本的に要望書の内容というのはどのように選ばれているのでしょうか？1231通もの要望は、全て、この5つの要望に収束しているのでしょうか。少し気になったので書かせて頂きました。

A.

要望書案に記載する内容は、それらの要望・意見をもとに中央執行委員会で話し合いを行い決定します。

要望アンケートには要望書に掲載した要望の他にも様々な要望・意見が寄せられており、1231通すべての要望・意見が5つの要望に集約していたというわけではありませんが、要望書案に掲載されなかった要望・意見についても、大学に対するものは意見集としてまとめて大学へ提出します。また、学生自治会に対する要望・意見は、適宜活動の参考にします。

Q.
授業料減免制度について、成績基準を撤廃することは不妥当だと思います。一応、大学時代は勉強がメインなので、こういう奨励制度がなかったら、やる気がなくなるかもしれないです。ここでは、所得により20名、成績により20名、合計40名以下(重なる人もいるかもしれない)の人が減免できる。成績がとてもいいのに、所得は普通の人には不公平だと思っています。
A.
授業料減免制度というのは、「学業優秀と認める者で、やむを得ない事情により授業料の納付が困難な場合には、授業料を減額または免除する制度」です。
減免制度を受けるには、成績基準と所得基準の両方を満たす必要があります。成績基準とは、学類・学科、または入試成績の「上位1/2以上」を指します。一方、所得基準とは、「所得認定額が最低生活費の1.3倍以下」を指します。(詳しくはP.12をご覧ください)
成績基準は約1/2の学生が満たすことができます。一方で所得基準は、ご指摘の「普通の人」が一般的な所得の家庭であるとすると、条件を満たさないと考えられます。
以上より、成績上位1/2以上であれば誰でも減免を受けることができるというわけではないため、授業料減免制度とは成績優秀者の奨励制度ではなく、経済的に困窮している学生のための制度であると学生自治会は考えます。したがって、今回の要望内容を成績基準の撤廃としました。

―中間会計報告に対する質問への学生自治会からの回答―

Q.
・多くの項目が予算よりも下回っており、予算案の見直しを図るべきだと思った。
・全体的に予算に対して執行率が低すぎるように思うのですが、後期には執行されるのでしょうか。
A.
学生自治会の予算は、6月1日から翌年5月末まで、1年をかけて執行されます。
今回の自治委員会総会での報告は、2014年6月1日から11月26日までの会計だったため、現段階では執行されていないものもあります。(詳しくはP.13-14の中間会計をご覧ください)

Q.
もっと透明化してほしいです。学生ひとりひとり知る権利があると思います。
A.
自治会室へお越しいただければ、担当者が在室の場合、明細書などの資料をお見せしながら説明いたします。

Q.
友好祭実行委員会と白鷺祭実行委員会の援助費の予算配分はどのように行われていますか。
A.
援助金に関しては、それぞれの団体の会計担当の方との話し合いを通して決定しています。

Q.

交通費とはどのようなときに利用するものでしょうか。

A.

昨年度の会計の場合ですと、入学式・クラブ紹介が学外で行われたため、交通費を執行しました。今年度も必要に応じて執行する予定です。

―その他の質問への学生自治会からの回答―

Q.

なんでお金をおさめてるのに代議員になれないんですか？選挙権ほしかったです。不平等です。

A.

学生自治会に加盟している方は、自治委員会総会において代議員になることができます。ただし代議員は所属・学年ごとに定数が決まっています。そのため、所属・学年の代議員が定数に達した場合、学生自治会に加盟している方でも評議員として参加していただきます。ご了承ください。

Q.

・毎年若干時間がおすので、改善していたのでよかったです。少し長く感じました。

・いつもよりスムーズに開会出来ていたので、よかったと思います。

・開場から開会までの時間と、全体のタイムテーブルにおける予定時刻とのずれが大きい。

A.

前回までの自治委員会総会の際に感想文用紙に寄せられた意見では、「毎回受付の混雑で開会時間が延長しているため、タイムテーブルを見直すべき」といった内容が多く寄せられていました。そのため、今回の自治委員会総会では、タイムテーブルを再度見直し調整を行いました。その結果、予定時刻の通りに開会することができました。

しかし、開会以降はタイムテーブルの予定時刻とずれが大幅に生じたため、今後も予定通り自治委員会総会を進行できるよう検討していきたいと考えています。

多くの貴重なご意見ありがとうございました！
寄せられた意見を参考に、学生自治会はこれからも
みなさんのよりよい学生生活の実現に努めます！

御詫び

『NASCA vol.44 2014年度後期自治委員会総会情宣号』において、「府市大統合問題に関する現時点までの流れを、次回の『NASCA vol.45』に掲載します」と記載しておりましたが、紙面の都合上、当記事の掲載は延期とさせていただきます。誠に申し訳ございません。

今後も学生自治会を
どうぞよろしくお願いします。

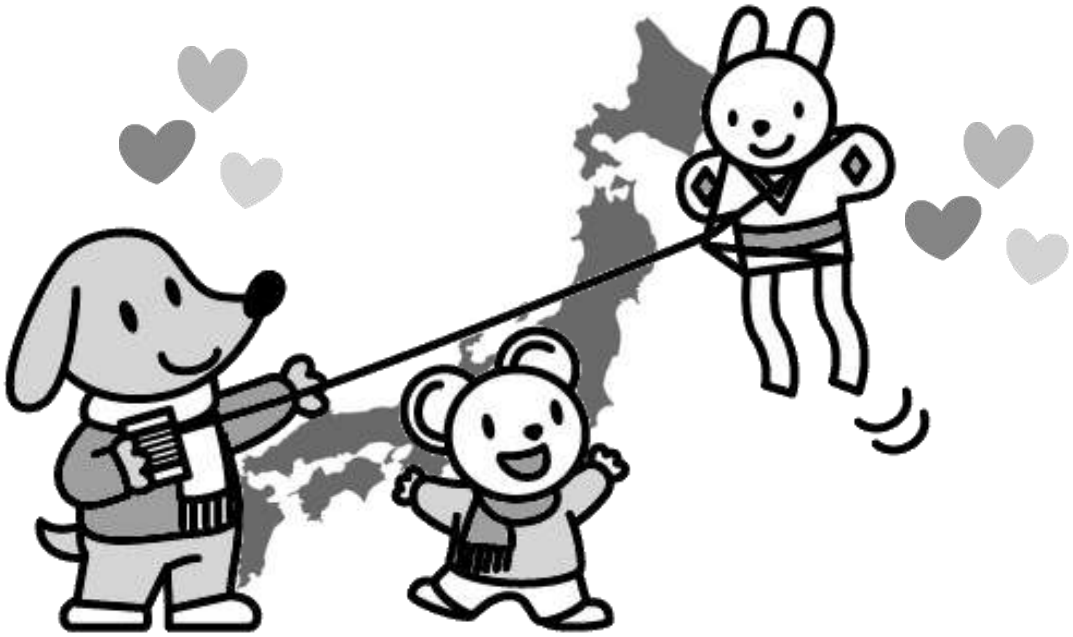

2015年1月10日　初版　第１刷発行
発行所・印刷所
大阪府立大学中百舌鳥・りんくうキャンパス学生自治会
大阪府堺市中区学園町　1-1　大阪府立大学中百舌鳥キャンパス
B12棟(学生会館)2階　学生自治会室
連絡先
TEL　：　072-257-4301（内線2745）
FAX　：　072-257-4301
WEB　：　http://zichikai.ehoh.net/
e-mail　：　ziren@cd6.so-net.ne.jp
Twitter　自治会公式アカウント　：　@opu_zichikai
代表者　：　近藤 まなみ

自治会HP
QR コード